

2025 J3・JFL入れ替え戦試合実施要項

第1条 〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第7号に定める公式試合として、2025 J3・JFL入れ替え戦（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2025 明治安田 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。同要項の準用にあたっては、入れ替え戦に参加する JFLクラブを同要項に定める「J3クラブ」にあたるものとみなす。

第2条 〔本大会の目的〕

- (1) 本大会に参加するクラブは、Jリーグ規約第20条の2に定める J3クラブと JFLクラブの2クラブとする。
- (2) 本大会で J3クラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たさず、Jリーグに入会できない。この場合、J3クラブは会員資格を喪失せず、翌シーズンも J3クラブとなる。
- (3) 本大会で JFLクラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たし、Jリーグへの入会が認められる。この場合、J3クラブは Jリーグ定款第10条第3項の定めに従い、会員資格を喪失する。

第3条 〔本大会の方式〕

本大会は、ホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1戦を JFLクラブのホームゲーム、第2戦を J3クラブのホームゲームとする。

第4条 〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および Jリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、各試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第5条 〔追加登録期限〕

各所属リーグが定める追加登録期限までに、協会への選手登録および Jリーグ登録または JFLにおいて定められた登録手続を完了していない選手は、試合へ出場することができない。

第6条 〔エントリー〕

- (1) 規約第62条第2項第2号に定めるエントリー下限人数は、トップチーム登録、第2種トップおよび特別指定選手合計13名（ただし、ゴールキーパー登録の選手が1名以上、かつフィールドプレイヤーの選手が10名以上とする）とし、当該人数を下回る可能性が

ある場合、各チームは、別途定める手続きに則り試合の中止をチェアマンに要請することができる。なお、選手については20名、チームスタッフについては9名を1チームあたりのエントリー上限人数とする。

- (2) 本大会における外国籍選手のエントリー可能数は、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。

第7条 〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 本大会の全ての試合は90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 2試合が終了した時点で、勝利数が多いクラブを勝者とする。
- (3) 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 2試合の得失点差
 - ② 第2戦終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ③ ペナルティーキック（以下「PK戦」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ）
- (4) 前項第2号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
- ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。
 - ② 延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項に定める通常交代に関しては、同項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる（なお、リーグ戦実施要項第33条第2項に定める脳振盪交代および追加交代の交代回数および交代人数に変更はないものとする）
 - ③ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- (5) 第3項第3号のPK戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
- ① PK戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
 - ② PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第8条 〔中止試合のみなし開催〕

Jリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会について、Jリーグ規約第63条第3項または第4項のチェアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについて

は、中止の原因、両チームの帰責性の内容その他諸般の状況を総合的に勘案し、理事会にて判断する。

第9条〔広告看板等の設置〕

ホームクラブは、スタジアムにおいて、Ｊリーグの指定した位置に大会タイトル看板またはバナーを掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm

枚数：1枚

第10条〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

| 主審 | 副審・追加副審 | 第4の審判員 |
|---------|---------|---------|
| 50,000円 | 30,000円 | 15,000円 |

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による。

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第63条第3項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

| 主審 | 副審・追加副審 | 第4の審判員 |
|---------|---------|--------|
| 25,000円 | 15,000円 | 7,500円 |

ロ. 試合途中から、手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

第11条〔ユニフォーム〕

本大会において使用するユニフォームは、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。なお、試合におけるユニフォームの組み合わせは、別途Ｊリーグが指定する。

第12条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、遠征を行ったクラブが負担する。

第13条〔ア kredィテーションカード（AD証）〕

本大会の試合については、リーグ戦実施要項第21条に定めるAD証、本大会に出場する

JクラブおよびJFLクラブが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第14条 〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。